

委託契約書(案)

委託名称 清掃業務委託

委託金額 年額 _____円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円

委託期間 令和3年 4月 1日から
令和4年 3月 31日まで

委託場所 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45-112

契約保証金 _____

上記委託業務について委託者 福島県 (以下「甲」という。) と受託者 _____
_____ (以下「乙」という。) とは、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもとに別添委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

(受託者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならぬ。特に従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに甲が不適当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うこととは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第4条 乙は、別紙仕様書に定めるところによる作業実績により甲に報告しなければならない。甲は当該点検及びその他の方法により業務内容の是非を確認し評価しなければならない。

2 前項の確認の結果乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(契約金額の支払)

- 第5条 甲は契約金額を別紙支払内訳書により支払うものとする。
- 2 乙は、業務内容について、前条の確認、評価の結果適正であるとされたときは、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならぬ。

(損害賠償)

- 第6条 委託契約期間内に乙の責に帰すべき事由により盜難、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。但し天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により生じた損害はこの限りではない。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込がないと認められるとき。
- 二 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 三 乙がこの契約に違反したとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難關係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは庁舎等維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

ると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるものほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条 1 項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.6% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 9 条 乙はこの契約によって生じる一切の債権を、甲の承諾なしに第三者に譲渡してはならない。

(談合による損害賠償)

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 8 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 8 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならぬ。

(秘密の保持等)

第 11 条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。又、乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(光熱水費等)

第 12 条 乙の業務履行に伴う光熱水費は甲の負担とする。

2 乙が業務を遂行するために乙と常駐員が連絡する電話料は乙の負担とする。

(補則)

第 13 条 この契約に定めのない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 14 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

令和3年 月 日

委託者(甲)

住所 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112

氏名 福島県

福島県立テクノアカデミー浜校長

受託者(乙)

住所

氏名

別紙

支 払 内 訳 書

(単位 円)

| 期 間 | 支 払 金 額 | 消費 税 | 支 払 総 額 |
|-----|---------|------|---------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 合 計 | | | |